

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）における利益相反マネジメントに係る アドバイザーの設置について

令和 5 年 3 月 16 日
ガバニングボード決定

1. 趣旨

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）における利益相反マネジメント規則（以下、「利益相反マネジメント規則」という。）に基づき、利益相反による問題や疑念に係る対応について、PD（利益相反マネジメント規則第 7 条による準用を受ける者も含む）からの依頼があった事案についてアドバイスを求めるため、利益相反マネジメントに係るアドバイザーを設置する。

2. 検討事項

利益相反マネジメントに係るアドバイザーは、PD（利益相反マネジメント規則第 7 条による準用を受ける者も含む）からの依頼に応じて、利益相反マネジメントの対応について、戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）利益相反マネジメントポリシーや利益相反マネジメント規則に基づき、アドバイスを行う。

3. アドバイザー

- （1）アドバイザーは、別紙のとおり、研究開発プロジェクトにおける利益相反に係る有識者を任命する。

4. 開催

利益相反マネジメントに係るアドバイザーとの相談機会は、必要に応じて適宜、内閣府が設定する。

5. その他

- （1）会議は非公開とする。

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）における利益相反マネジメントに係るアドバイザー

鈴木 一夫

藤光・鈴木法律事務所 弁護士